

1 口座開設《1.1明示事項》

1.1-1 金融商品仲介業に関する明示事項

- 口座開設の際には必ず、『金融商品仲介業に関する明示事項』を交付してください。

金融商品仲介業に係る明示事項
(金融商品取引法 第66条の11)

金融商品仲介業者は、金融商品仲介行為を行う場合に、あらかじめお客さまに以下の事項について明示することが金融商品取引法において定められています。
●●●●株式会社（以下、「当社」という。）とのお取引の前に以下の事項をご理解くださいますようお願いいたします。

金融商品仲介業者の商号 : ●●●●株式会社
 登録番号 : 関東財務局長（金仲）第●●●●号
 【お客さま苦情相談窓口】担当：内部管理責任者 電話：03-XXXX-XXXX

- 当社は所属金融商品取引業者等の代理権を有しておりません。
- 当社はいかなる名目も問わず、その行う金融商品仲介業務に関してお客さまから金銭着しくは有価証券の預託を受けることはありません。
- 所属金融商品取引業者等が二以上ある場合、お客さまが行おうとする取引につき、お客さまが支払う金額または手数料等が異なる場合は、商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。
- 所属金融商品取引業者等が二以上ある場合は、お客さまの取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号または名称を商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

【所属金融商品取引業者】

- 東洋証券株式会社 関東財務局長（金商）第121号
 加入する協会：日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
 お問い合わせ：東洋証券株式会社 カスタマーセンター：03-5117-0002
- ●●●●証券株式会社 関東財務局長（金商）第●●●●号
 加入する協会：日本証券業協会

- ✓ 当書面は、当社が作成しご提供いたします。
- ✓ 変更事項が発生した場合には、すみやかに当社までご連絡をお願いいたします。

1 口座開設《1.1明示事項》

1.1-2 明示事項等に係る確認書

- 明示事項を交付した際、『金融商品仲介業に係る明示事項等の確認書』を受領してください。

東洋証券株式会社 御中

金融商品仲介業に係る明示事項等の確認書

私は、金融商品仲介業者_____から
「金融商品仲介業に係る明示事項」の書面を受領し、本書面の説明を受けて内容を
確認いたしました。

確認日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____ (印)

<管理欄>

部長	内管	受付

取扱コード				顧客コード				署名

4001(21.09)

- ✓ 口座開設用紙と一緒に、当社までお送りください。
- ✓ 商号等の明示は法令要件となっておりますので、必ず受領してください。

1 口座開設《1.4未成年者口座》

1.4-1 未成年者口座の種類と特徴

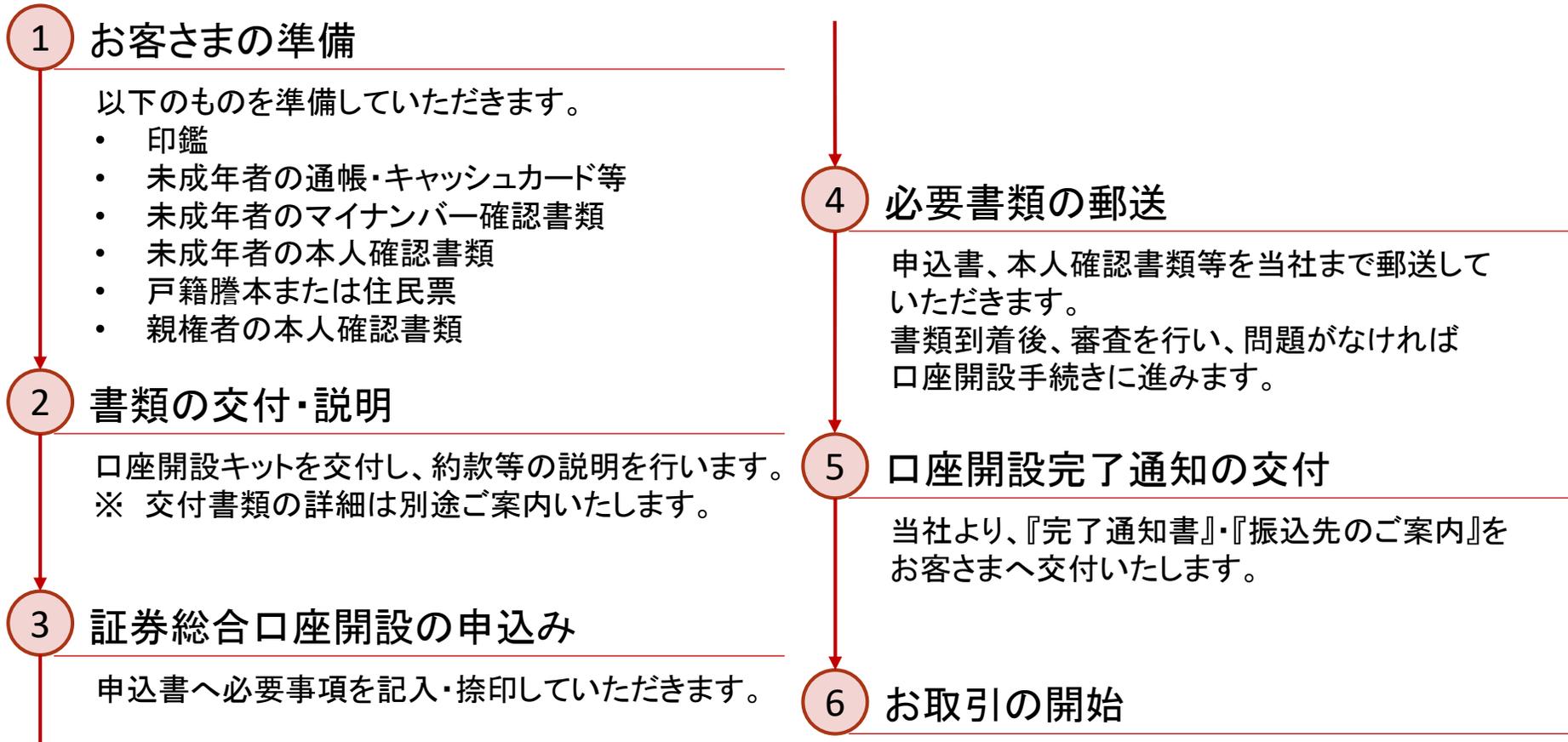
- 未成年者とは、18歳未満の未婚の方を指します。※2022年4月より成年年齢が18歳に引き下げとなっています。
- 未成年者名義でのお取引は、資金の属性によって運用管理者が異なります。

＜運用管理者の区分＞

	口座の種類		
	未成年者口座 (本人)	未成年者口座 (親権者)	未成年者口座 (基幹口座 & ジュニアNISA)
資金の属性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資金 ・ 持株の振替 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者のための教育資金等 ・ 相続や贈与で受け取った資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者のための教育資金等 ・ 相続や贈与で受け取った資金
口座開設の手続き	本人	親権者	親権者
運用管理者 (注文発注)	本人	親権者	以下のうちどちらか <ul style="list-style-type: none"> ・ 親権者 ・ 親権者に委任された、未成年者の二親等以内の方
振替の指示	本人	親権者	運用管理者
出金の指示	本人	親権者	親権者
IFAからの勧誘	不可	可(積極的な勧誘は控える) ※運用管理者が75歳以上=高齢者取引	可(積極的な勧誘は控える) ※運用管理者が75歳以上=高齢者取引

1 口座開設《1.4未成年者口座》

1.4-2 口座開設の手順



1 口座開設《1.4未成年者口座》

1.4-3 交付書類

＜お客さまに交付・説明する書類一覧＞

- 約款・規定集
- 契約締結前交付書面集
- 日興MRF目論見書・目論見書補完書面
- お取引ガイド
 - ・ お客さまに適した商品やサービスを提供するために
 - ・ 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するお知らせ
 - ・ 共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換制度に関するお知らせ
- 証券総合口座申込書
- 各種法定代理人等に関する届出書
- 特定取引を行う者の届出書（居住地国が日本以外の場合）
- 個人番号提供に関する同意書
- マイナンバー専用封筒

1 口座開設《1.4未成年者口座》

1.4-4 お客さまからの受入書類(1)

- 証券総合口座取引申込書 → P.9
- 特定取引を行う者の届出書(居住地国が日本以外の場合) → P.10
- 各種法定代理人等に関する届出書 → P.30
- 未成年者の本人確認書類(顔写真あり1種類または顔写真なし2種類)
- マイナンバー専用封筒(『同意書』およびマイナンバー確認書類)
- 戸籍謄本または住民票(同意者が親権者であることを確認)
- 親権者の本人確認書類(顔写真あり1種類または顔写真なし2種類)
- 明示事項等に係る確認書 → P.4

<確認書類について>

- ✓ 本人確認書類の受入れパターンは個人口座開設時(P.11)と同じです。
- ✓ マイナンバー確認書類の受入れパターンは個人口座開設時(P.12)と同じです。
- ✓ 親権者確認の確認書類はP.32でご確認ください。



1 口座開設《1.4未成年者口座》

1.4-4 お客さまからの受入書類(2)

＜各種法定代理人等に関する届出書・記入見本＞

- 口座開設キット内には同封されておりません。
- 未成年者口座開設の際には、当部より送付しますのでお申し付けください。

見本

各種法定代理人等に関する届出書

東洋証券株式会社 御中

私は、以下の口座名義人の法定代理人等として本届出書を差し入れます。

1. 各種法定代理人等のお届出内容

以下該当する項目に☑をご記入ください。

届出内容	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解除
<input type="checkbox"/> 親権者	未成年者に係るお取引について、以下のとおり届出ます。		
	<input type="checkbox"/> 口座名義人が成年に達するまで、本人に代わり口座開設ならびに有価証券取引等を行います。本口座に入金される資金は、口座名義人本人の資金に限ることとし、口座名義人以外の者の資金が入金されることはありません。(口座名義人に代わり親権者によるお取引) <input type="checkbox"/> 口座名義人が口座開設ならびに有価証券等の取引を行うことについて同意します。(口座名義人の本人によるお取引)		
<input checked="" type="checkbox"/> 親権者以外の法定代理人	同居の有無 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 非同居 審判内容に基づいてお取引となり、変更や取消が発生した場合には届出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人 各種郵便物の送付先は、以下のとおり届出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 親権者以外の法定代理人 <input type="checkbox"/> 口座名義人と親権者以外の法定代理人		
<input type="checkbox"/> 破産管財人	破産手続き開始決定の通知書等に基づいてお取引となり、変更や取消が発生した場合には届出ます。		

2. 口座名義人のお届出内容

口座名義人の情報をご記入ください。

ご住所	〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-2-3 桜橋マンション110号室	お届出日	2019年 11月 8日
ご氏名	東洋 太郎	(印)	

「親権者以外の法定代理人」「破産管財人」をご選択いただいた場合、ネットサービスに関する以下の事項をご記入ください。なお、口座名義人さまがインターネットサービスまたはマルチネットに申込みされている場合、廃止させていただきます。(ホームトレードサービス)に基づきログインパスワードの再発行を届出いたします。

ネットサービス契約状況 未契約 契約済 電子交付契約状況 未契約 契約済

口座名義人の電子交付済み「取引報告書」等の確認を行う必要があるため、「ホームトレード取扱規定」「東洋インターネットサービス取扱規定」「マルチチャネルサービス約款」に基づきログインパスワードの再発行を届出いたします。

【反社会的勢力でないことの確約に関する同意】

①親戚、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・親戚関係の反社会的勢力に該当せず。かつ将来にわたっても該当しない。

②自らまたは第三者を利用して、暴力団等の反社会的勢力に該当せず。かつ将来にわたっても該当しない。

③脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、または虚偽の事実を公表する行為を行わない。なお、①、②に基づき確約の申合せをしたことが判明した場合には、取引が停止され、または通知によりこの口座が解約されても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

パスワードの再発行の希望がなければ、チェック不要。

3. 各種法定代理人等のお届出内容

口座名義人の法定代理人等の情報をご記入ください。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-5-6 山田司法書士事務所	〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-5-6 山田司法書士事務所	お届出日	2019年 11月 8日
ご住所	〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-5-6 山田司法書士事務所	お届出日	2019年 11月 8日
ご氏名	成年後見人 司法書士 山田 一郎	(印)	

生年月日 54年 1月 20日 性別 男性 女性 電話番号 03 (1234) 5678

職業

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 開業医	<input type="checkbox"/> 11. 会社員 (非上場企業)	<input type="checkbox"/> 19. 無職/主婦
<input type="checkbox"/> 2. 勤務医	<input type="checkbox"/> 12. 団体組合諸法人役員	<input type="checkbox"/> 20. 無職/学生
<input checked="" type="checkbox"/> 3. 弁護士、会計士、司法書士	<input type="checkbox"/> 13. 団体組合諸法人職員	<input type="checkbox"/> 21. 無職/定年退職
<input type="checkbox"/> 4. 自由業	<input type="checkbox"/> 14. 教職員	<input type="checkbox"/> 22. 無職
<input type="checkbox"/> 5. 公務員 (管理職)	<input type="checkbox"/> 15. 商店・サービス自営業	<input type="checkbox"/> 23. その他
<input type="checkbox"/> 6. 公務員 (職員)	<input type="checkbox"/> 16. 商店・サービス従業員	
<input type="checkbox"/> 7. 会社役員 (上場企業)	<input type="checkbox"/> 17. パート・アルバイト派遣	
<input type="checkbox"/> 8. 会社員 (上場企業)	<input type="checkbox"/> 18. 農林・漁業	
<input type="checkbox"/> 9. 会社経営者 (非上場企業)		
<input type="checkbox"/> 10. 会社役員 (非上場企業)		

個人情報 私は、個人情報保護宣言および個人情報利用目的について書面にて確認しました。

契約締結前書送 「契約締結前交付書面」「約款・規定集」を受領し、説明を受け内容を確認しました。

内部者 上場会社等の内部者に該当しない。 上場会社等の内部者に該当する。

反社会的勢力 私は、表面に記載された「反社会的勢力でないことの確約に関する同意」の内容について確約します。

(社用欄)

本人確認書類	記号番号	受入方法	確認者	保存形態	取引関係文書の送付方法・送付日
運転免許証	123456789	来訪部 (印)	(印)	1. 請求・コピー 2. 請求・原本等 3. 2のコピー	<input type="checkbox"/> 普通郵便(速達) <input type="checkbox"/> 特約郵便(新規)
		来訪部 (印)	(印)	1. 請求・コピー 2. 請求・原本等 3. 2のコピー	送付日

支店コード 201 口座番号 12345 振替コード 110

続納等を確認した書類名(審判所等の書類名) 登記事項証明書

届出内容・親権者又は646郵便局外 ネットサービス廃止日 2019/11/22

原則、受付日より2週間とします。電子交付済みの帳票の確認が不要な場合は、2週間後の日付にたらずに廃止日を記入してください。

1708-6(19.12)

1 口座開設《1.4未成年者口座》

1.4-4 お客さまからの受入書類(3)

＜受入書類の確認事項＞

証券総合口座申込書	・記入見本に記載の通り記入されていること
本人確認書類	・申込書の氏名、住所、生年月日が記載されていること
マイナンバー専用封筒	・『同意書』とマイナンバー確認書類が同封されていること ・封入・封緘されていること
各種法定代理人等に関する届出書	・口座名義人の氏名が記載されていること ・親権者の住所、氏名、生年月日、電話番号、口座名義人との続柄、性別、職業、個人情報、契約締結前書面、内部者、反社へ記載されていること
親権者の謄本等および本人確認書類	・親権者が確認できること ・親権者の氏名、住所、生年月日が記載されていること

1 口座開設《1.4未成年者口座》

1.4-5 親権者等確認

➤ 親権者確認のため以下の書類を1種類以上、受入れてください。

書類名	確認事項	条件
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者と親権者の記載があり、続柄「子」が記載されている。 発行後6カ月以内。 全ページあること。(発行日、発行者印) 	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類として使用する場合は原本を受け入れる。 別途本人確認書類を受け入れる場合は、コピー後に返却可能。
戸籍謄本 全部事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者と親権者の記載があり、続柄「子」が記載されている。 発行後6カ月以内。 全ページあること。(発行日、発行者印) 	<ul style="list-style-type: none"> 附票がついている場合は本人確認書類として有効。なお、本人確認書類として使用する場合は原本を受け入れる。 別途本人確認書類を受け入れる場合は、コピー後に返却可能。

<ご留意事項>

- ✓ 本人確認書類として兼ねることも可能です。
- ✓ 本人確認書類として使用する場合は、必ず原本を提出いただくようご案内をお願いします。

1 口座開設《1.4未成年者口座》

1.4-6 運用管理者の注意事項

➤ 口座開設時には、親権者へ以下の説明をおこなってください。

<事務手続きについて>

- ✓ 当社へお振込みいただく際の振込名義人は口座名義人(未成年者)本人に限ります。
- ✓ ジュニアNISAの申込みを行う場合、基幹口座とジュニアNISA口座の運用管理者を1名届け出てください。
口座ごとに異なる運用管理者を届け出ることはできません。
- ✓ 親権者の変更があった場合は、速やかに当社へ『各種法定代理人等に関する届出書』および確認書類等をご提出するようご案内ください。
- ✓ 成年到達時(18歳時)には再度、『証券総合口座取引申込書』を名義人より受入れてください。

※2022年4月より成年年齢が18歳に引き下げとなっていますのでご注意ください。

<注文の受託について>

- ✓ 口座名義人(未成年者)からの受託は行うことができません。
- ✓ 届出した運用管理者以外の方からの注文受託はできません。
- ✓ 未成年者口座に対して積極的な投資勧誘を行うことはできません。
- ✓ 成年以降は親権者の権利は喪失し、以降は口座名義人とのお取引となります。